

# 諸手続等について

## ◆ 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、本学教職員の請求があれば、提示しなければなりません。このカードでは在学証明書、卒業・修了見込証明書、学生生徒旅客運賃割引証（学割証）、通学証明書を証明書自動発行機で入手できます。裏面は図書館利用カードになっています。

学生証の有効期限は、最短在籍期間です。有効期限が過ぎたり、また、卒業、退学等によって学籍を離れたときは、自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当へただちに返還してください。

盗難、紛失等の場合も同様に速やかに届け出るとともに、後日発見できなかったときは改めて再交付願を提出して交付を受けてください。再発行は翌日以降になります。

## ◆ 休学願

病気その他の理由により3ヶ月以上出席することができない場合や、休学しようとする場合には、所定の手続きを必要としますので、そのような事態になった場合は、速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わる前までに、休学の延長を願い出てください。

病気により休学する場合は、休学願いに医師の診断書を添えてください。

休学する場合は、授業料との関係がありますので、休学を希望する場合は、学期が始まる前に、申し出てください。

## ◆ 退学願

やむを得ない事情により、退学しなければならなくなつた場合は、願い出なければなりません。もし、退学願いを出さないで、または許可されないまま通学しなかつた場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

退学する場合は、授業料とも関係しますので、新しい学期が始まる前に、申し出てください。

## ◆ 転学部・転学科願

希望する者は、まず、自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当に照会してください。

## ◆ 旧姓使用届

希望する者は、自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当に戸籍抄本等を添えて、旧姓使用届を提出してください。（117頁参照）

## ◆ 忌引き届

親族の死亡に伴い必要と認められる葬儀等行事のため、授業に出席できなかつた場合は届出により忌引きとなります。（118頁参照）

自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当に忌引き届等を提出してください。

・会葬礼状等葬儀の日程が分かる書類を添付してください。

・提出後、授業担当教員から忌引き期間の授業措置について指示を受けてください。

・期末試験が受験できなかつた場合は、併せて「追試験願」も提出してください。

## ◆ 授業料免除、徴収猶予（延納及び月割分納）

経済的理由、災害等によって授業料を納めることが困難な場合は、免除や徴収猶予の制度があります。

指定された期間内に願い出てください。（15,16頁参照）

## ◆ 奨学金

経済的理由により著しく修学に困難な者に対し、日本学生支援機構や民間団体、地方公共団体が行う奨学金貸与の制度のほか弘前大学独自の奨学金制度があります。希望者は指定された期間内に願い出てください。（17頁参照）



## 海外渡航の届出について

最近、海外において自爆テロ事件、大規模な災害（地震、津波、台風など）等が頻繁に発生していることから、本学として危機管理の徹底を図るため、学生の海外旅行の状況を把握しています。

本学で協定を結んでいる諸外国へ留学する場合を除き、独自に留学や観光等のために海外渡航の計画がある場合には、その旨をクラス担任に報告し、海外渡航届を自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当に出国の5日前までに提出してください。（海外渡航届の用紙は担当に申し出てください。）

## ◆ 証明書自動発行機について

証明書自動発行機は、総合教育棟1階、医学部基礎校舎玄関に設置されています。発行機の稼働時間は8:30～17:00となります。

証明書を利用する場合には、学生証または学籍番号とパスワードの入力が必要です。

時間に余裕を持って利用するようにしてください。

証明書自動発行機で発行できる証明は以下の書類です。